

## (4) 昇降機

特定施設整備基準	目標となる基準
<p>ア 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定施設（複合施設の共用部分以外の特定施設の場合にあっては、用途面積が 2,000 平方メートル以上のものに限る。）には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>ア 不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定施設には、かごが当該階（専ら駐車場の用に供する階にあっては、当該駐車場に(6)のイに定める基準に適合する部分が設けられている階に限る。）に停止するエレベーターを設けること（教育施設又は共同住宅の場合を除く。）。</p>
<p>イ アに規定するエレベーターは、次に定める構造とすること。</p>	<p>イ アに規定するエレベーターのうち1以上は、規則別表第2の1の(4)のイの(イ)から(キ)まで、(ケ)、(コ)、(シ)及び(ス)に定める構造のほか、次に定める構造とし、かつ、当該エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p>
<p>(ア) かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</p>	<p>(ア) かごの幅は、160センチメートル以上とすること。</p>
<p>(イ) かごの奥行きは、内法を 135 センチメートル以上とすること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(ウ) かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(エ) かご内には、かごが停止する予定の階を表示す装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(オ) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(カ) かご内の側板には手すりを設けること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(キ) かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p>	<p>(同 左)</p>
<p>(ク) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を 80 センチメートル以上とすること。</p>	<p>(イ) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90センチメートル以上とすること。</p>

(ケ) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	(同 左)
(コ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((ケ)に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	(同 左)
(サ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を 150 センチメートル以上とすること。	(ウ) 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を 180 センチメートル以上とすること。
(シ) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。	(同 左)
(ス) アに規定するエレベーターを設置した旨を、乗降ロビーに見やすい方法で表示すること。	(同 左)
	(エ) かご内部の状況を外部から確認できるよう、かご及び昇降路の出入口の戸には、ガラス窓を設けること。
	ウ アに規定するエレベーターのうちイに定める構造のエレベーター以外のものは、規則別表第2の1の(4)のイの(ア)から(ウ)まで、(ク)、(サ)及び(ス)に定める構造とすること。
	エ 教育施設又は共同住宅でエレベーターを設ける場合にあつては、当該エレベーターのうち1以上は、規則別表第2の1の(4)のイの(ア)から(エ)及び(カ)から(サ)まで並びに(ス)に定める構造とすること。

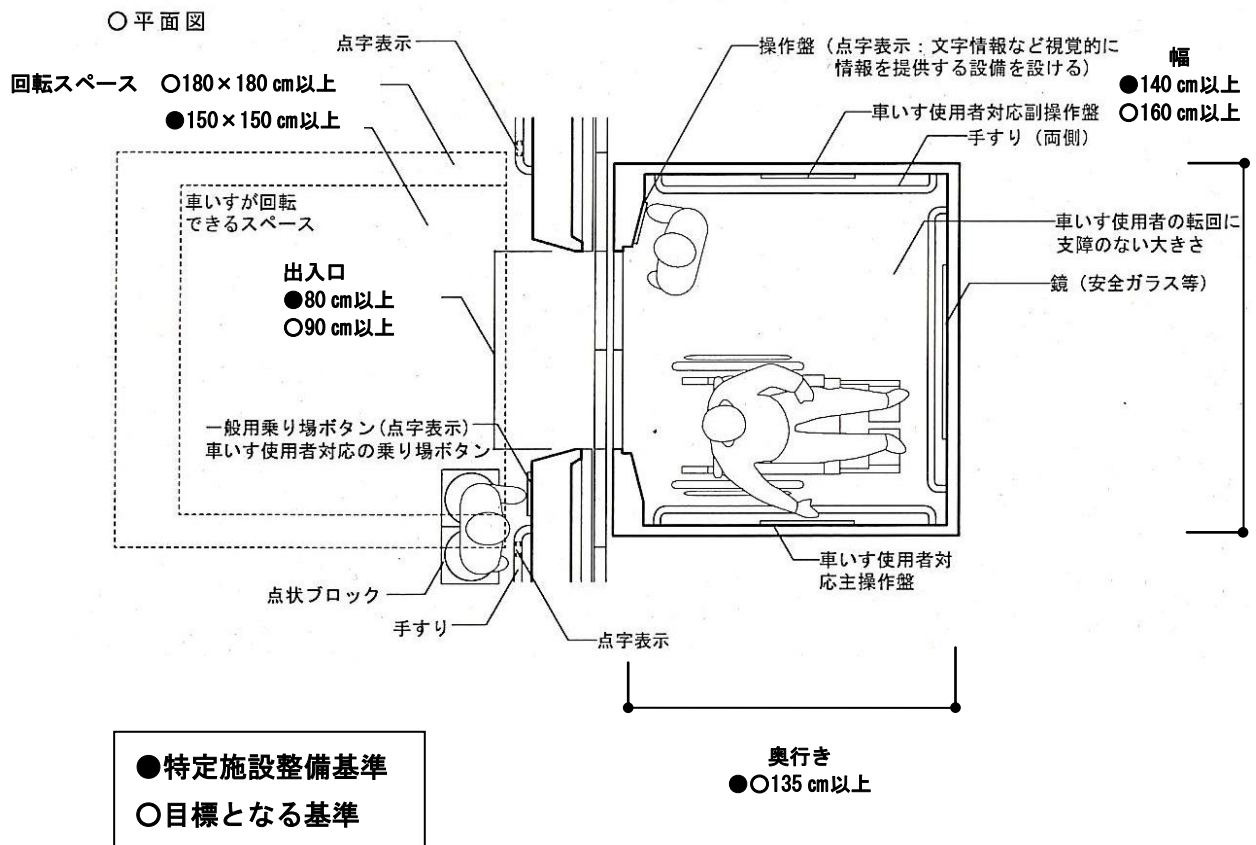
## 基準解説

エレベーターの設置	<p>アで、教育施設又は共同住宅の場合を除き、用途面積の 2,000 平方メートル以上のものには、原則としてエレベーターの設置を求めている。用途面積が 2,000 平方メートル以上のものに限定しているのは、昇降機の設置には多額の費用がかかることと、大規模になると設計の自由度が大きくなるためである。</p> <p>目標となる基準では、教育施設又は共同住宅の場合を除き、用途面積に関わらず設置が必要となる。</p>	
-----------	--	--

	<p>アの「(6) のイに定める基準に適合する部分」とは、車いす使用者用駐車施設のことである。また、専ら駐車場の用に供する階で、車いす使用者用駐車施設が設けられていない階は、車いす使用者用の利用が見込めないため、エレベーターの停止を求めている。</p> <p>アのただし書きの「当該階において供給されるサービス又は販売される物品を障がい者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合」には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2階で行っている窓口業務内容を適宜 1 階で行える体制を整えている場合</li> <li>・ 車いす用階段昇降機等により、車いす使用者等を 2 階に上げることができる場合等が含まれる。</li> </ul> <p>イの (ア) のかごの幅 140 センチメートルは、JIS の 11 人乗りエレベーター (幅×奥行が 140×135 センチメートル、扉の幅が 80 センチメートル、床面積が 1.89 平方メートル) の幅相当である。</p> <p>また、目標となる基準ではかごの幅を 160 センチメートルとし、これは JIS の 13 人乗りエレベーター (幅×奥行が 160×135 センチメートル、扉の幅が 90 センチメートル、床面積が 2.16 平方メートル) を想定している。</p> <p>イの (イ) のかごの奥行き 135 センチメートルは、JIS の 11 人乗りの奥行き寸法である。</p>	
かごの大きさ		
手すりの設置	<p>イの (カ) のかご内の手すりは、両側面及び正面壁に取り付けるものとし、取り付けの高さは、床面から 75～85 センチメートル程度とする</p>	図-16、図-17
鏡の設置	<p>イの (キ) の鏡は、原則としてかごの入口正面壁面に設けるものとし、かご床面から鏡下端までの高さは 40 センチメートル程度とする。</p>	図-16、図-17
車いす使用者用の操作盤	<p>イの (ケ) の「車いす使用者が利用しやすい位置」とは、床面からの高さが 100 センチメートル程度とする。また、操作盤はかご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮して両側に設けることが望ましい。</p>	図-17、図-18、図-19
点字による標示	<p>イの (コ) の車いす使用者用の操作盤について、視覚障がい者対応を求めているのは、視覚障がい者である車いす使用者には介助者がつくことが想定されるためである。「視覚障がい者が円滑に操作できる構造」とは、各ボタンを点字標示することを指す。</p>	

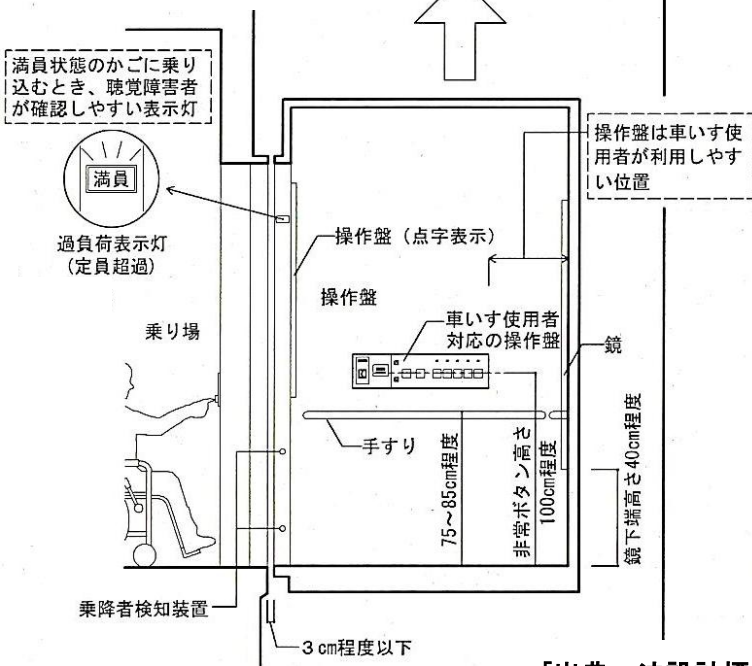
<p><b>乗降ロビーの 大きさ</b></p>	<p>イの(サ)の乗降ロビーは、車いすが回転できる寸法である150センチメートル角以上とされている。 目標となる基準では、車いすが回転しやすく、車いす同士が行き違いやすい寸法である180センチメートル角以上としている。</p>	<p><b>図-16</b></p>
<p><b>車いす使用者 対応エレベーター である表示</b></p>	<p>アに規定するエレベーターを設置した場合は、乗り場ボタン付近の車いす使用者が見やすい位置に、国際シンボルマークを表示することとしている。</p>	<p><b>図-19</b></p>
<p><b>かご及び昇降路 の出入口の戸</b></p>	<p>目標となる基準では、緊急時において、かごの内外の連絡等ができるように、防火区画等に対応したガラス窓を設置することを規定している。また、ガラス窓設置の代替えとして、外部からかご内部が確認することができるカメラの設置することが望ましい。</p>	<p><b>図-17</b></p>

エレベーターの仕様 図-16

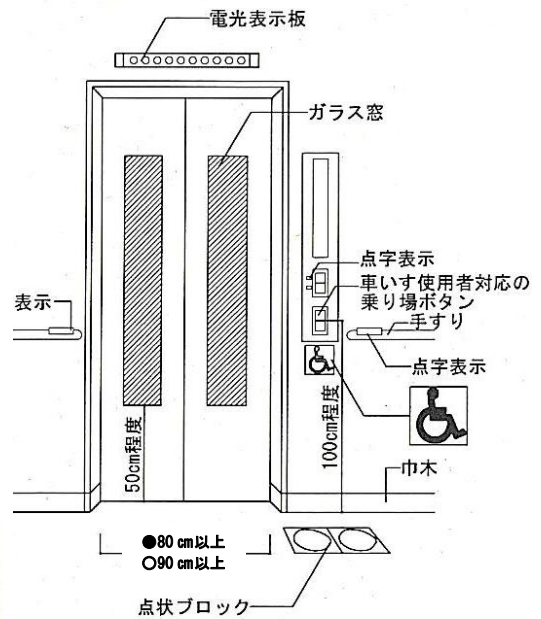


[出典：法設計標準]

かご内の断面図 図-17



エレベーターの出入口 図-19



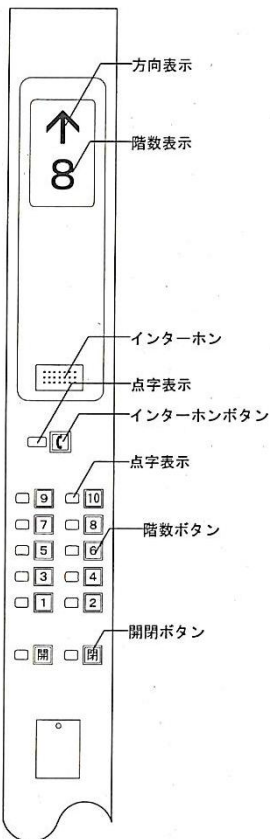
[出典：法設計標準]

●特定施設整備基準

○目標となる基準

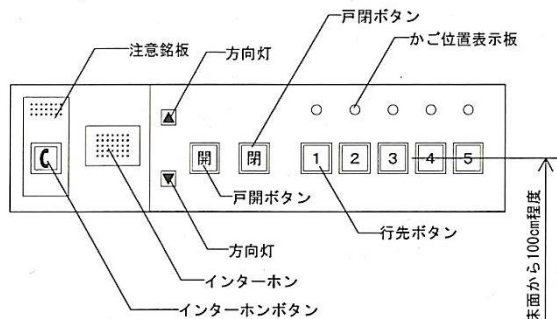
操作盤の例 図-18

○縦型操作盤

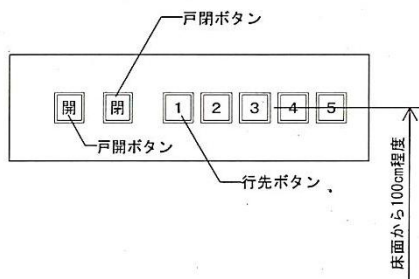


○車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

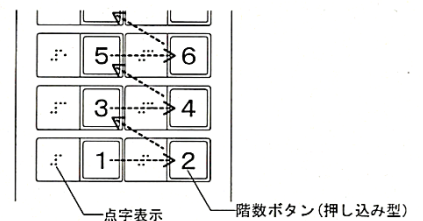


○車いす使用者対応副操作盤



○階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい



[出典：法設計標準]